

○福岡県興行場の衛生措置基準等に関する条例

昭和五十九年七月十二日

福岡県条例第十七号

改正 昭和六一年三月三十一日条例第一一号

平成元年三月三十一日条例第五号

平成五年三月三〇日条例第四号

平成九年三月三十一日条例第二三号

平成一二年三月二九日条例第一三号

令和二年三月三十一日条例第一三号

福岡県興行場の衛生措置基準等に関する条例をここに公布する。

福岡県興行場の衛生措置基準等に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、興行場法（昭和二十三年法律第百三十七号。以下「法」という。）第二条第二項及び第三条第二項の規定に基づき興行場の設置の場所及びその構造設備の基準並びに興行場営業を営む者（以下「営業者」という。）が講じなければならない衛生に必要な措置の基準を定めるとともに、営業の許可等に関する事務について必要な事項を定めるものとする。

(平五条例四・一部改正)

(用語)

第二条 この条例の用語の意義は、法の例による。

(平五条例四・全改)

(許可の申請)

第三条 法第二条第一項の規定により知事の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 興行場の名称及び所在地
- 三 興行場の種別
- 四 入場者の定員
- 五 その他規則で定める事項

2 前項の申請書には、興行場の構造設備を明らかにする図面その他の規則で定める図書を添付しなければならない。

(変更等の届出)

第四条 営業者は、前条の申請書に記載した事項を変更したとき又は営業の全部若しくは一部を停止し、若しくは廃止したときは、その日から十日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

(営業者の地位の承継の届出)

第四条の二 法第二条の二第二項の規定により営業者の地位の承継の届出をしようとする者は、規則で定める届出書を知事に提出しなければならない。

(昭六一条例一一・追加)

(設置の場所の基準)

第五条 法第二条第二項の規定による興行場の設置の場所の基準は、次のとおりとする。

- 一 排水が極めて悪い等入場者の衛生に支障をきたす場所でないこと。ただし、その周囲が耐水性の材料による排水溝を設ける等排水が容易に行え、かつ、清掃が容易にできる構造であり、及び施設の床面が、コンクリートその他の不浸透性材料で覆われる等防湿上有効な措置が講じられている場所にあつてはこの限りでないこと。
- 二 周囲に採光及び換気に必要な空間を確保できる場所であること。ただし、適当な構造設備により公衆衛生上支障がないと認められる場合は、この限りでない。

(平五条例四・一部改正)

(構造設備の基準)

第六条 法第二条第二項の規定による興行場の構造設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 施設全般
  - イ 興行場の清掃及び排水を容易に行うことができる構造であること。
  - ロ 窓、換気口その他の開口部に、ねずみ、昆虫等の侵入を防止するため必要な設備が設けられていること。
  - ハ 興行場のうち、興行を見せ、又は聞かせるため入場者の利用に供する部分(以下「観覧室等」という。)は、舞台と適切に区画され、かつ、ロビー、便所等と隔壁等により区画されていること。
- 二 ごみ等が飛散流出しない構造の適当な数のごみ箱を置くこと。
- 二 観覧室等 観覧室等は入場者の移動、清掃の実施等に支障をきたさない構造であること。
- 三 喫煙室
  - イ 喫煙室を設ける場合は、喫煙室が、観覧室等外の適当な箇所に設けられていること。

ロ 喫煙室は、望まない受動喫煙を生じさせることがないよう、たばこの煙が喫煙室外（興行場の屋内に限る。）に流れ出ない構造であること。

四 換気設備 規則で定める換気能力を有する機械換気設備又は空気調和設備が設けられていること。

五 照明設備 第七条第三号に規定する照度を確保することができる照明設備が設けられていること。

#### 六 便所

イ 便所の設置は、興行場内とすること。ただし、興行場が他の用途を主とする建築物内に設置された小規模施設等であつて、当該施設に近接して入場者の需要を満たすことができる適当な規模を有する便所が利用できる場合又は興行場の種別若しくは用途により、知事が公衆衛生上支障がないと認める場合はこの限りでないこと。

ロ 興行場が複数階に及ぶ場合にあつては、各階ごとに設置すること。ただし、上下階から等距離にある中間階に設置する等、入場者の利便を損なわないと知事が認める場合は、各階ごとに設置しなくてもよいこと。

ハ 便所は、水洗式のもの又はこれと同等に衛生が確保される構造のものであること。

ニ 男性用及び女性用にそれぞれ区画されていること。

ホ 床面及び床面から少なくとも一メートルの高さまでの内壁の材質は、不浸透性であること。

ヘ 流水式の手洗い設備が設けられていること。

(平五条例四・令二条例一三・一部改正)

(衛生措置の基準)

第七条 法第三条第一項の規定により、営業者が入場者の衛生に必要な措置を講じるについては、次の基準によらなければならない。

#### 一 施設全般の管理

イ 入場者の利用に供する器具等は、常に清潔にしておくこと。

ロ 興行場は、常に清掃し、毎月一回以上消毒すること。

ハ 常に、ねずみ、昆虫等の発生の防止及び駆除に努めること。

二 換気 観覧室等は、上映、上演等の際は、換気を十分に行い、常時、規則で定める基準に適合するよう空気の浄化を図ること。

三 照明 入場者の利用に供する場所における照明は、床面から一メートルの高さにおいて二十ルクス以上とすること。ただし、上映、上演等の際における観覧室等の照明は、

その通路の床面において○・ニルクスまで減ずることができる。

#### 四 その他の衛生上の措置

イ 喫煙室以外の場所における喫煙を禁止すること。

ロ 二十歳未満の者を喫煙室に立ち入らせないこと。

ハ 喫煙室を設けている旨の表示は、その旨を記載した標識を興行場内の適当な箇所に掲示し、常に容易に見えるよう適正に管理すること。

ニ 屋内の興行場において、上映、上演等の時間が二時間三十分以上にわたるときは、おおむね二時間三十分ごとに少なくとも十分間の休憩時間を設けること。

ホ 従業者が感染のおそれのある疾病にかかったとき又はその疑いがあるときは、業務に従事させないこと。

(平五条例四・令二条例一三・一部改正)

(基準の緩和)

第八条 知事は、野外の興行場又は仮設若しくは臨時の興行場について、前三条の基準の一部による必要がない場合又はこれらの基準の一部によることができない場合であつて、公衆衛生上支障がないと認めるときは、これらの基準の一部を緩和し、又は適用しないことができる。

(平五条例四・令二条例一三・一部改正)

(委任)

第九条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平一二条例一三・旧第十条繰上)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和五十九年十月一日から施行する。

(福岡県興行場法施行条例の廃止)

2 福岡県興行場法施行条例(昭和三十八年福岡県条例第十七号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例施行の際現に知事の許可を受けて営業中の興行場で、この条例に規定する構造設備の基準に適合しないものについては、その改築又は大修善を行う場合に、この条例によらなければならない。

(福岡県領収証紙条例の一部改正)

4 福岡県領収証紙条例(昭和三十九年福岡県条例第四十八号)の一部を次のように改正す

る。

〔次のよう〕略

附 則（昭和六十一年条例第一一号）

この条例は、昭和六十一年六月二十四日から施行する。

附 則（平成元年条例第五号）

この条例は、平成元年四月一日から施行する。

附 則（平成五年条例第四号）

この条例は、平成五年四月一日から施行し、改正後の福岡県興行場の衛生措置基準等に関する条例の規定は、この条例の施行後に申請されたものについて適用する。

附 則（平成九年条例第二三号）

この条例は、平成九年四月一日から施行する。

附 則（平成一二年条例第一三号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（令和二年条例第一三号）

この条例は、令和二年四月一日から施行する。